

第2回 経営にも、もしもの備えが大切です。



Profile プロフィール

[高野博幸 公認会計士税理士事務所](#) 公認会計士・税理士

高野 博幸

2009年、東京大学経済学部卒業後、同年に独立。医療業界に特化した高野博幸公認会計士税理士事務所を開設。リクルートR25やオールアバウト、その他雑誌への執筆協力やセミナー実績など多数。

保険は、個人だけのものではありません。

いざという時の助けになる保険。病気やケガ、交通事故への備えに、保険に加入されている方も多いと思います。保険の主な役割として、「何かあった場合への補償」と、「将来のための貯蓄」が挙げられますが、実は事業経営者のみが選択できる会社など事業のための備えもあります。ここでは、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）の共済をご紹介いたします。

●経営セーフティー共済（中小企業倒産防止共済）

これは、取引先の倒産などの場合に、掛金総額の10倍までの借入を受けられる制度です。取引先の倒産で入金がなくなってしまった時の運転資金調達の助けになります。月額掛金は最大20万円。掛金の全額は経費として認められるので節税にもなります。40ヶ月以上払い込めば、解約の際は掛金が満額で返還されるので、掛け捨てではない点も魅力です。

●小規模企業共済

こちらは経営者、個人事業主が事業終了時の退職金を事前に積み立てておく制度です。月額掛金最大7万円が所得控除として認められ、外部に貯蓄されます。事業を廃止した場合や会社などの役員を退職した際には、積み立ててきた掛金以上の共済金を退職金として受け取ることができます。掛金を240ヶ月以上払い込んだ場合には、任意の解約であっても、掛金は満額で返還されます。退職金としての受け取りであれば、現在税制面で優遇されています。

どちらも1年分を一括前払いも可能で、掛金は全額経費とすることができます。また、資金が必要になった場合には、一部を借り入れることもできます。ご自身の保険だけでなく、経営への備えについて、顧問の税理士の方と相談してみてはいかがでしょうか。

※共済の詳しい内容については、顧問の税理士にご相談いただくか、中小機構のウェブサイトをご確認ください。